

各社会福祉施設等管理者等 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

インフルエンザに係るサーベイランスの実施（2018年－2019年
シーズン）について（依頼）

インフルエンザ対策につきましては、平素より御協力を賜り、御礼申し上げます。

都においては、インフルエンザの流行拡大の早期探知及び新型インフルエンザ発生に備えた対策の一環として、関係機関の御協力のもと、インフルエンザに係る各種サーベイランス（調査・監視）を実施し、情報の収集、解析及び集積を行っております。

また、従来よりインフルエンザ様疾患の発生により臨時休業や集団発生があった場合、保健所への報告（インフルエンザ様疾患発生報告）をいただいているところですが、本年度もこれに加え、インフルエンザの流行の早期探知とウイルスの性状の確認のため、集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）を下記のとおり実施することといたします。

については、インフルエンザ様疾患の集団発生等があった場合の保健所への報告及び保健所の調査への御協力につき、よろしくお願いいたします。

記

1 集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）の流れ

(1) インフルエンザ様疾患発生報告（集団発生・臨時休業報告）

これまでと同様に、貴施設においてインフルエンザの集団発生があった場合や、インフルエンザにより臨時休業を行った場合には、速やかに施設の所在地を所管する保健所に報告を行ってください。

(2) 保健所による調査（積極的疫学調査）

発生報告を受けた保健所は、発生状況等を把握するため当該施設に調査への協力依頼を行いますので、情報提供（利用者数、有症者の症状、施設全体の状況等）に御協力をお願いします。

(3) ウイルス検査の実施

調査の結果、インフルエンザの集団発生としてウイルス検査の実施を要する場合には、貴施設と相談の上、検査対象患者を原則として1名選定し、当該患者の検体（咽頭ぬぐい液）を採取、東京都健康安全研究センターにおいてインフルエンザウイルスの遺伝子検査等を行います。

検体採取に当たっては、当該患者及び保護者に対し、保健所から検査の目的及び方法等について説明を行い、同意を得た上で採取を行いますが、患者及び保護者への事前連絡の際において調査の趣旨等の伝達に御協力いただければ幸いです。

(4) 検査結果の連絡

検査結果判明後、保健所から関係者（施設、患者及び家族）に対し御連絡いたします。

検査結果の取扱いにおいては、個人を特定できない方法をとります。保健所の調査及び検査で得られた個人情報、法令等に基づき適切に管理し、本人又は保護者に無断で第三者へ提供されることはありません。

2 クラスターサーベイランスの実施期間

シーズン開始時（第36週：2018年－2019年シーズンは平成30年9月3日）から、都内におけるインフルエンザの流行が確認された段階（都内における定点医療機関当たり患者報告数が1.0を超えた場合）まで実施します。

3 添付資料

「社会福祉施設におけるクラスター（集団発生）サーベイランスについて」

4 問合せ

インフルエンザの集団発生時の対応や本サーベイランスの詳細については、所在地を管轄する保健所にお問合せください。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課
防疫担当 電話番号：03-5320-4482